鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第１２回）

日時：令和２年５月５日（火）午前１０時３０分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第２庁舎３階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局
生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、病院局
教育委員会、警察本部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、各市町村長、アドバイザー

議題：◇国の緊急事態宣言延長の考え方
◇上記を受けた本県の対応
県立公共施設の制限緩和、イベントの制限緩和、学校の対応
パチンコ店の休業要請の状況、駐車場の閉鎖、県民へのメッセージ他
◇その他

国内における感染者数

国内における感染者数(5/4現在)

14，933人（46都道府県）

※クルーズ船　712人
チャーター便　14人
検疫時等　306人

総計　15，965人

本県における現状

〇感染者数　3名（4/10：1名、4/18:2名）
※入院中：2名、退院：1名

〇PCR検査件数（5/4現在）　1,111件

〇発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数（5/4現在）
9,111件（鳥取市：3,929件、中部：1,253件、西部：3,929件）

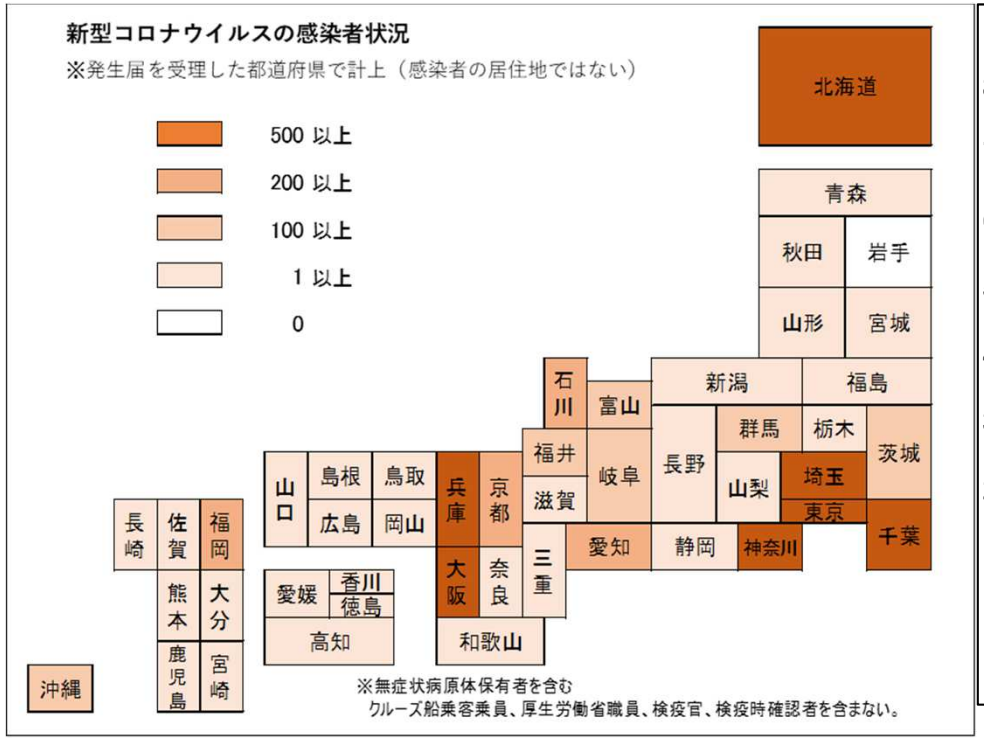

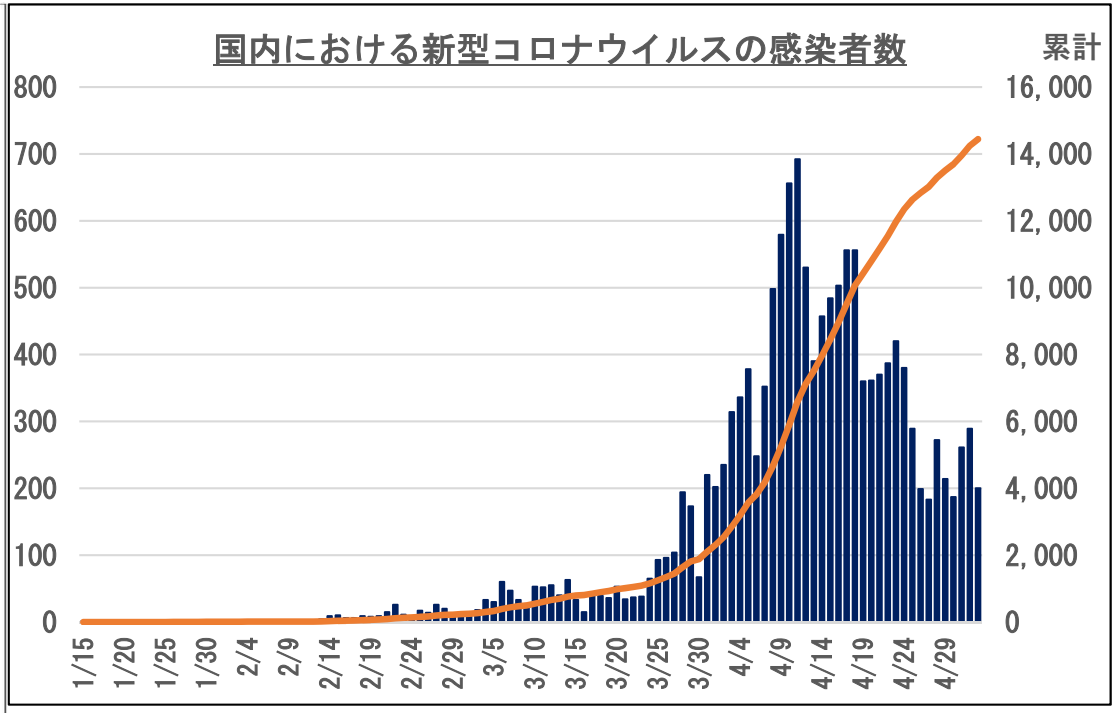

※図、グラフは、5/3現在の本県独自の集計により作成

基本的対処方針の変更（5月4日）

□緊急事態措置を実施すべき期間を５月31日まで延長

（必要がなくなれば期間内でも緊急事態を解除）

□実施すべき区域は、引き続き全都道府県

- 現在は全都道府県が緊急事態措置の対象だが、今後の対象地域の判断は、例えば感染状況や医療提供体制、近隣県の感染状況などを踏まえて総合的に判断していく。

□引き続き現在の枠組みを維持し、感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

- 「特定警戒都道府県」は13都道府県のまま。これまでと同様の取組が必要。
- それ以外の特定都道府県は、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していく。

基本的対処方針の変更（5月４日）[対策の重要事項]

□ 外出の自粛

特定警戒都道府県	**それ以外の特定都道府県**
• 引き続き「最低７割、極力８割程度の接触機会の低減」を目指して、法（45条1項）に基づく外出自粛要請 • 繁華街の接待を伴う飲食店等は年齢を問わず自粛を促す	• 法（24条9項等）に基づき、不要不急の帰省、旅行など県域をまたぐ移動は極力避けるよう促す • 繁華街の接待を伴う飲食店等は年齢を問わず自粛を促す • これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続し、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求める

基本的対処方針の変更（5月４日）[対策の重要事項]

ロ 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県	それ以外の特定都道府県
• クラスター発生の恐れ、または三つの密のある集まりは、法（24条9項、45条2項等）に基づき自粛要請	• 法に基づき、感染拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。 • 感染防止策を講じた上での比較的少人数（最大でも５０人程度想定）のイベント等については、リスクの態様に応じて適切に対応する。開催するためには以下のような条件を満たす必要があると考えられる。 ①三つの密の発生が原則想定されないこと（人と人の間隔はできるだけ２m目安に） ②大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと ③その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限、誘導、手指の消毒設備の設置、マスク着用、室内換気）が講じられること ※具体的には、演奏会（歌唱を伴わないもの）、茶会、屋外イベント（近距離での会話を伴わない）は地域の感染状況を踏まえて開催制限の解除を検討。

基本的対処方針の変更（5月４日）[対策の重要事項]

□ 施設の使用制限等 **＜特定警戒都道府県以外の34県＞**

- これまでにクラスターが発生した「三つの密」が発生しやすい施設類型については、地域の感染状況等を踏まえ、引き続き、施設の使用制限の要請等を行うことを検討。
- **これまでクラスターの発生が見られず、「三つの密」を回避できる施設類型については、必要に応じて、入場者の制限や誘導 、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること、基本的な感染防止対策の徹底等を行うことを施設管理者等に対して強く働きかけることを前提として、施設の使用制限の要請等の解除や緩和を検討すること。**

施設管理者等が行う感染防止対策の例 **＜共通項目＞**
以下のような徹底した感染防止対策が行われること。 ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安にが確保されること） ③適切な消毒や換気等が行われること　など

基本的対処方針の変更（5月４日）[対策の重要事項]

□ 施設管理者等が行う感染防止対策の**業種別具体例**
共通項目に加えて、業種別にとるべき対策や留意事項が示されている。

施設の種別	**感染防止対策の例、留意事項**
劇場、観覧場、映画館、集会場、公会堂、展示場など（令11条1項4～6号）	これらの施設で開催する催物（イベント等）に関しては、参加する者が比較的少人数のもの等に限定することとする。
博物館、美術館、図書館（令11条1項10号）	必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な 距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保されるなどの徹底した感染防止対策が行われること。
百貨店、マーケット、理髪店、学習塾など（令11条1項7,12,13号）	従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの徹底した感染症対策が行われていること。

遊技場についても、「三つの密」の発生のしやすさや発生の状況等を考慮し、各都道府県において適切に判断することとなるが、例えば、①マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること、②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）が確保されること、③適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行われること、④客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆるBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすることなど、徹底した感染防止対策が行われることにより、必ずしも地域におけるその施設類型は「三つの密」が発生しやすい環境等にはないと各都道府県が判断する場合には、地域の感染状況等を踏まえて、施設の使用制限等の緩和や解除を検討しうるものとする。

基本的対処方針の変更（5月4日）［対策の重要事項］

【別紙４】

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室作成

	屋外		屋内						
	運動施設(屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業(スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・滞在時間の制限			滞在時間の制限	小人数で滞在時間の制限	乗車人数制限・時差通勤	入場人数の制限・滞在時間の制限
密集	接触スポーツの制限	密の注意喚起掲示	四方を空けた席配置	レジ等で間隔を空ける（床に印をつける等）	四方を空けた席配置・展示配置の工夫	四方を空けた席配置	四方を空けた席配置	座席間隔に留意	座席間隔に留意・真正面は避ける
密閉	―		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席2方向換気
衛生対策・その他	マスク着用								
	―		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後の飲み会等は控える	―	入場時手指衛生				こまめな手洗い	―	入場時手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	―		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック					―	
	従業員の衛生対策・３密対策、休憩や食事の分散								

緊急事態宣言時に事業継続が求められる事業者
～「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」の両立～

国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者および、これらの業務を支援する事業者（下記参照）においては、**十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。**

1. 医療関係（病院、薬局など）
2. 生活支援関係事業（介護老人福祉施設、障がい者支援施設など）
3. 国民の安定的な生活を確保する業種
- ・インフラ運営（電力、ガスなど）
- ・食料品、生活必需品（加工、販売等含む）
- ・飲食店、スーパー、コンビニ、ドラッグストアなど
- ・住宅メンテナンス（配管、電気技師など）
- ・ゴミ処理（収集、運搬、処分）
- ・個人向けサービス（遠隔教育、車両整備など）

4. 社会安定の維持に必要な業種
- ・金融、物流、セキュリティ、育児サービス　など
- ・警察、消防などの行政サービス

感染拡大を予防するための工夫例（飲食店の場合）

「密接」を防ぐ
- 入場人数の制限
- 滞在時間の制限

「密集」を防ぐ
- 座席間隔に留意
- 真正面を避ける

「密閉」を防ぐ
- ２方向の換気

「衛生対策」
- 入場時に手指消毒
- マスク着用　など

◆ なお、事業活動を本格化するため、今後２週間をめどとして感染予防策のガイドラインを業態ごとに策定することが示された。（5/4　首相記者会見）

専門家会議（5月4日）提言案のポイント

「新規感染者数が限定的となった地域」で長丁場に備え感染拡大を防止する「新しい生活様式」について、実践例が示された。

（1）一人ひとりの基本的感染対策

日々の暮らしの感染対策

- 外出は、マスクを着用する。遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- 地域の感染状況に注意する。

（2）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底　□こまめに換気
□身体的距離の確保　□「3密」の回避（密集、密接、密閉）
□ 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
□屋内や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

専門家会議（5月4日）提言案のポイント

（3）日常生活の各場面別の生活様式

買い物
- 通販も利用
- １人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等
- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用
- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事
- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事
- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（4）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□名刺交換はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

県立集客施設等の利用制限緩和について

１　利用制限緩和方針

〇本県は２週間以上感染が確認されない感染未確認期であるとともに医療体制等もひっ迫している状況ではないことから、三密の回避や消毒を徹底した上で、地域での利用を中心として利用制限を緩和する。
〇不特定多数が利用する施設で三密等が守れない施設、地域外の方による利用の可能性が高い施設については、当面、休館とする。ただし今後の状況によっては制限緩和も検討する。

＜使用に当たっての条件＞
①イベント等は、県内参加者のみ、かつ５０人以下で、大声での発声・歌唱・声援、近距離での会話がないこと。
②四方を空けた席配置等の感染防止対策
③人と人の間隔は２ｍとる。（入退出時、施設内移動も）
④適切な消毒や換気等の実施

２　期　間

〇利用制限緩和施設：５月７日（木）から緩和
〇利用制限継続施設：５月１５日（金）まで全面休館を延長
（その後については状況をみて検討）

【三密の回避、消毒等を徹底した上で利用制限を緩和する施設】１６施設

区分	施設名	現状	対応方針
博物館等	博物館	自主企画と常設展中止	・人と人の間隔を２ｍ開ける。展示物の配置等の工夫などの対策をして開館。
	青谷上寺地遺跡整備室	全面休館	
	埋蔵文化センター	（同上）	
	大山自然歴史館	（同上）	
図書館等	県立図書館	事前予約した資料のみ入口で貸出	・人と人の間隔を２ｍ開ける。四方を開けた席配置等の工夫をして開館。
	県立公文書館	事前予約したレファレンス資料のみ入口で貸出	
公園等	布勢総合運動公園	全面休館	・ロッカー、シャワー等屋内共用施設以外は利用可。 ・競技大会は、県内参加者のみで５０人以下まで。
	あやめ池スポーツセンター	（同上）	
	東山水泳場	（同上）	
	出合いの森	（同上）	・混雑時の入場制限等の三密とならない工夫をした上で開館。
	二十一世紀の森	（同上）	
	むきばんだ史跡公園	（同上）	
会館等	とりぎん文化会館	夜間、ＧＷ閉館 （会議室等予約済の部分を除く）	・イベント等は、県内参加者のみ、かつ５０人以下で、大声での発声・歌唱・声援、近距離での会話がないことを条件に開館。
	倉吉未来中心	（同上）	
	米子コンベンションセンター	（同上）	
	県民ふれあい会館	（同上）	

【当面、閉館等を継続する施設】１９施設

区分	施設名	現状	対応方針
観光施設	氷ノ山自然ふれあい館	全面休館	当面、５月１５日程度まで休館延長し、各関係者と協議して方針、細目を最終的に設定する。
	二十世紀梨記念館	（同上）	
	夢みなとタワー	（同上）	
	とっとり花回廊	（同上）	
	燕趙園	（同上）	
	鳥取砂丘こどもの国	（同上）	
	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	（同上）	
	とっとり賀露かにっこ館	（同上）	
県・市共管施設	砂丘ビジターセンター	（同上）	
	わらべ館	（同上）	
社会教育施設	大山青年の家	（同上）	
	船上山少年自然の家	（同上）	
屋内体育施設	武道館	（同上）	
	鳥取産業体育館	（同上）	
	米子産業体育館	（同上）	
	倉吉体育文化会館	（同上）	
	障がい者体育センター	（同上）	
	県民体育館	（同上）	
	あやめ池スポーツセンター（体育館）	（同上）	

【県立駐車場等】

施設名	対応方針
県立大山駐車場 鍵掛峠展望駐車場	５月１０日まで閉鎖継続し、再開は地元と調整し決定
サーフィンスポット （県12カ所、国2カ所、市町村７カ所）	５月３１日まで閉鎖、自粛看板等の対応を継続

＜参考＞
- ○鳥取砂丘駐車場　・・・　５月１０日まで閉鎖継続
- ○白壁土蔵群周辺　・・・　倉吉市が今後決定
- ○水木しげるロード　・・　境港市営駐車場は、５月７日から通常営業予定

緊急事態宣言期間の延長に伴う県庁の対応

●「新しい生活様式」に配慮した業務執行体制の徹底

○在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議・オンライン会議などの非接触型業務執行の一層の推進〈４月補正予算で予算化〉

・自宅等から県庁業務を継続できるテレワーク環境を更に整備。職員間や職員以外の者との間でオンライン上の会議等を行うシステムの推進。

○感染防止のための取組の一層の推進

・鳥取型オフィスシステム(職員間の距離の確保・机の間の間仕切り等)のほか、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職場の換気励行、発熱等の症状のある職員の出勤自粛（特別休暇の取得等）など、感染防止のための取組をより一層進める。

・テレビ会議・オンライン会議の活用等により「三つの密」を避ける。

○職員の出張、県外本部の対応

・引き続き県外、国外への出張を禁止。

・東京本部、関西本部、名古屋代表部は緊急事態宣言発令中は引き続き休業。（ただし、電話やメール等での問い合わせには対応）

保健所支援の応援態勢など

○保健所支援に向け、毎日30名の応援態勢を継続

・ＰＣＲ検体搬送やドライブスルーＰＣＲ検体誘導等に加え、陽性患者が判明した場合など緊急時の対応を迅速に行う体制を引き続き維持する。

○緊急事態措置対策チームによる機動的対応

・「緊急事態措置対策チーム」を鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部に継続設置し、感染拡大のリスク軽減等に向けて機動的に対応する。

○総合相談窓口により県民からの相談体制を確保

・新型コロナウイルス感染症に関する各種お問合せに対応する電話相談窓口を引き続き開設。
・毎日５名体制で相談対応を行う。

必要物資の確保

○「必要物資供給プロジェクト」として、マスク、エタノール等の必要物資について、県が管理・コントロール

✓県として必要な備蓄を確保
✓医療機関、福祉施設等の在庫等を把握
✓必要量を精査し、必要とされる機関へ必要な量を供給

◎マスク、消毒液、防護具等など、４月補正予算で予算化した物資の調達を早急に進める。

【マスク】 ・県備蓄分、国からの配分など、これまでに約１２０万枚を配布。

【消毒液】・これまでに国から供給のあった約1,600ℓを配分。国からの供給第2弾(2,800ℓ)について発注作業中。

【防護具】・医療機関からの要請に応じて県備蓄分から必要量を配分。国からもガウン2,000着などが配分。

鳥取方式で三つの密を回避し学校を再開

◎教室での授業における三つの密の回避

①通常の対応でも三つの密回避（鳥取緑風高校など9校／24校）

・１クラスの人数が少ない又は教室が広いことにより通常どおりでも身体的距離が確保可能

※小中学校においても少人数学級の導入等により全体の約６割の学級が25人以下学級

②既にある広い面積の教室や空き教室を使って三つの密を回避（米子高校など4校）

・１クラスの人数が多い場合に、面積の広い教室に移動して授業実施又はクラスを2分割して空き教室を使って授業を展開

③クラスや学年分割による登校で空き教室等を確保して三つの密を回避(鳥取湖陵高校など11校)

・各クラス又は学年を２分割、半分の生徒は登校して授業、半分の生徒は自宅学習等

・特定学年は登校しクラスを2分割して授業、他の学年は自宅学習

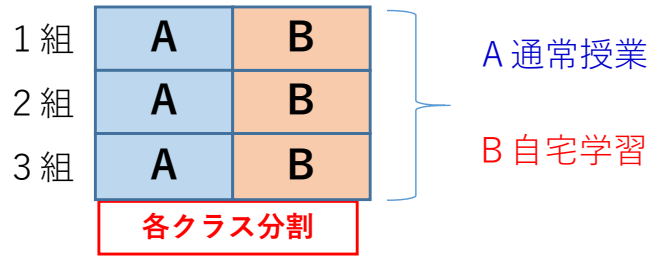

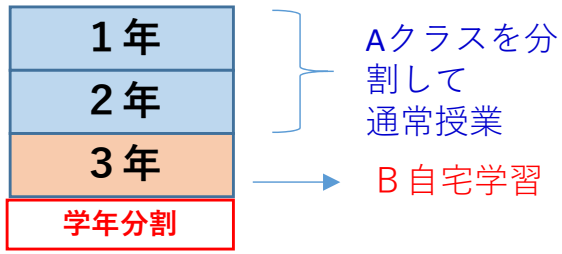

２週間のローテーション（例）

月	火	水	木	金
A	B	A	B	A
B	A	B	A	B

④ＩＣＴを活用して学習を支援

・学校内又は学校と自宅におけるオンライン授業（ライブ配信）等により学習を支援

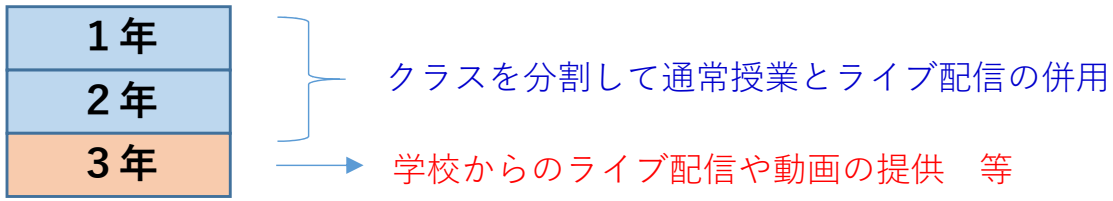

※市町村教育委員会へも、県立学校の取組や小中学校の好事例（1クラスの児童を2グループに分け、教室と空き教室でそれぞれ授業を実施など）を情報提供するなどの支援

鳥取方式で三つの密を回避し学校を再開

◎列車通学生が多い学校において、始業開始時刻を、通常より30分～１時間程度遅らせて時差登校を実施し、三つの密を回避

◎特別支援学校において、通学バスの増便等を行い、１台当たりの乗車人数を少なくすることで三つの密を回避

◎感染の可能性が高い学習活動（音楽・歌唱指導、家庭科・調理実習、体育・接触運動など）を延期し、三つの密を回避

◎部活動の活動内容を工夫して三つの密を回避

・コンタクトスポーツでは個人活動に限定し、対人的な活動は中止する、対外試合・遠征は当面禁止とするなど活動内容を工夫するとともに、活動日・時間を厳守した上で実施。
・練習会場だけでなく部室での更衣時やミーティング時における三つの密の回避の徹底

◎学校の衛生管理の徹底

・登校前の検温等、体調管理の徹底を改めて保護者に依頼
・手洗いの徹底やドアノブなど、児童生徒が手を触れる箇所やボールなど共用物品の消毒
・こまめな換気の徹底、近距離での会話、及び三つの密（密閉、密集、密接）の回避

GW期間中の状況（県外来訪者）

○ 調査日：5月1日（金）～4日（月）
○ 調査方法：県職員による目視および施設への聞き取り
○ 調査結果

鉄　道	5/1～5/2に関西、山陽方面からの特急列車をJR鳥取駅（スーパーはくと、スーパーいなば）、JR米子駅（やくも）で下車された方は、いずれも10名以下	
飛行機	5/2に羽田便で鳥取空港（14:20着）、米子空港（16:15着）に到着された方は、いずれも20～30名程度	
観光地等	鳥取砂丘	観光客は10～20名程度
	白壁土蔵群周辺	観光客をほとんど見かけることがない状況
	大山寺周辺	観光客をほとんど見かけることがない状況
	水木しげるロード周辺	観光客は10名程度
道の駅	１７店舗中１６店舗は営業自粛。トイレなどの利用は10数台程度	
その他	主なサーフィンポイント（岩戸、賀露、白兎、浜村、船磯）では、県外からの来訪者は見られなかった	

GW期間中の状況（パチンコ店）

5月 1日（金）	■ 県内のパチンコ店全店に、ＧＷ期間中（５/２～５/６）、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき文書で休業要請 ※県内のパチンコ店（62店舗）に対して休業協力を要請 ※島根県と協調し、休業協力を要請
2日（土）	■ 管理職が開店している全店舗（55店舗）を訪問し休業の要請
3日（日）	■ 休業に協力の回答を得られなかった５事業者（２５店舗）に対して、幹部職員が訪問し、再度の協力を求める要請文書の発出
4日（月）	■ 休業の協力の回答を得られなかった３事業者（１４店舗）に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく要請の「事前通知」を発出
5日（火）	■ 午前９時半現在、２事業者、１３店舗が営業 ※県外ナンバー車が複数台駐車していることを確認
	□新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく要請の必要性について判断。

７日以降の対応（駐車場、道路）

○新型インフルエンザ等対策特別措置法第５条の趣旨に沿い第２４条第９項の要請はしないものの、地元、市町村等と調整しながら必要な対策を実施。

（第５条）国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

＜主要観光地駐車場＞

鳥取砂丘周辺	・鳥取砂丘駐車場、周辺主要店舗駐車場は自主的に5/10(日)まで閉鎖を継続。ほとんどの店舗営業も５月中旬まで自粛
大山寺周辺	・県立大山駐車場（博労座）、鍵掛峠展望駐車場は5/10(日)まで閉鎖を継続し、再開は地元関係者や大山町と調整の上、決定
白壁土蔵群周辺	・倉吉市営琴櫻・赤瓦観光駐車場、観光バス駐車場は、倉吉市が地元調整及び県の方針を踏まえて決定する予定
水木しげるロード	・境港市営駐車場は7日から通常営業の予定

＜道路情報案内板＞

現在の案内を継続する。（鳥取県、国土交通省、NEXCO西日本）

７日以降の対応（道の駅、サーフィンスポット）

＜道の駅＞

５月６日（水）まで現在の取り組みを継続。７日以降については、道の駅が所在する市町村等と協議し決定する。

施設管理者	施設数	休業数 (一部休業を含む)	休業施設名
鳥取県	6	6	①三朝・楽市楽座②犬挟③燕趙園④奥大山⑤にちなん日野川の郷⑥西いなば気楽里
国土交通省	１１	１０	①大栄②はっとう③神話の里白うさぎ④清流茶屋かわはら⑤若桜⑥大山恵みの里⑦ポート赤碕⑧琴の浦⑨北条公園⑩きなんせ岩美
計	１７	１６	時短営業　①はわい

＜サーフィンスポット＞

５月３１日（日）まで現在の取り組みを継続。ただし、閉鎖中の駐車場は地元等からの要請があれば、看板等の対応に切り替え。

施設管理者	閉鎖	自粛看板等	計
鳥取県	6	6	１２
国土交通省	1	1	2
市町村	2	5	7
計	9	１２	２１

本日以降のパチンコ店への対応

島根県と共同で取り組んでいるＧＷ期間中のパチンコ店への休業要請について、本日９時３０分現在で休業要請に応じていただいていない２事業者（１３店舗）に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項による要請を行う。

※休業要請の期間：５月６日まで

また、本日１７時までに休業しない場合は同条　第４項による公表も実施。

（特措法第４５条第２項に基づく要請に至った判断）

特措法第２４条第９項の規定に基づき５月１日付けで休業要請を行い、その後再三にわたり県職員が店舗を訪問して休業への協力を要請しているが、現時点において要請に応じていただいていない。

また、営業中の店舗の駐車場には、県外ナンバーの車が複数駐車されており、「都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けること」としている新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の実現に支障をきたし、感染症のまん延につながるおそれがある。

飲食店への対応

政府から示された飲食店における感染拡大予防の考え方

専門家会議の提言にもとづく業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(2週間目途に作成)については、引き続き国・業界団体等より情報収集する。

■密接を防ぐ

- 入場人数の制限・滞在時間の制限

■密集を防ぐ

- 座席間隔に留意・真正面は避ける ⇒ 鳥取型オフィスシステムの導入 等

■密閉を防ぐ

- テラス席、2方向換気 ⇒ 空気清浄・マスク 等

■その他 ［専門家会議の提言における感染拡大予防ガイドライン共通留意点］

- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- 発熱者特定のための体温計購入
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示、ペーパータオルの設置
- ビニール袋で密閉してゴミを廃棄 等

これらの取組に対する県としての応援（活用できる補助金）

○頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 定額10万円／社
○企業内感染症防止対策補助金［緊急対応型］ 上限20万円／社 3/4
○企業内感染症防止対策補助金［体制整備型］ 上限200万円／社 3/4

鳥取型「新しい生活様式」を実践しましょう!

◆県境をまたいだ人の往来や、接待を伴う夜の飲食店への外出は控えましょう。
「三つの密」や咳エチケット、手洗いなどに十分気をつけながら外出することは構いません。

◆鳥取は、人と人との適度な距離(概ね2メートル)がとれる県です。豊かな自然、食べ物がある鳥取の特性を活かして、一人ひとりが「新しい生活様式」を実践しましょう。

◆ 例えば、食事は横並びで座ったり、会話時はマスクを着用したり、「鳥取型オフィスシステム」による飛沫防止や換気など、みんなで工夫して感染拡大を防ぎましょう。

【イベント等にあたっての注意事項】
・イベント等は、50人以下で、大声での発声・歌唱・声援、近距離での会話がないこと。
・マスクの着用、四方を空けた席配置
・人と人との間隔は2mとる。(入退出時、施設内移動も)
・適切な消毒や換気等の実施

「新しい生活様式」とは

一人ひとりでできる感染予防対策

・外出時のマスク着用
・遊びに行くなら屋内より屋外
・人と人との適度な距離(概ね2メートルのフィジカルディスタンス)
・手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケット
・「三つの密」の回避」(密閉、密集、密接)

対策期間長期化も乗り越える暮らし方

・買い物は1人または少人数ですいた時間に
・レジに並ぶときは、前後にスペース
・公園、公共交通機関利用は混んでいる時間帯は避けて
・外食は持ち帰りや出前、デリバリーも
・発熱や風邪症状ある場合には行事に参加しない